

## 第3章 日本種豚登録協会の種豚登録規程（繁殖能力検定関係部分）、種牝（雌）豚産仔検定規程および種牝（雌）豚産仔検定標準（基準）の変遷

### 1. 日本種豚登録協会設立時の規程および産仔検定標準

日本種豚登録協会設立時の諸規程（昭和23年10月4日制定）は、そのほとんどが旧帝国畜産会（のち旧全国農業会）の規程を踏襲している。

関係条項を抜粋すると次のようである。

#### 日本種豚登録協会種豚登録規程

第2条 登録及び仔豚登記は次の種類についてこれを行う

- 1, ヨークシャー種
- 2, パークシャー種

第3条 登録は種豚登録及高等登録の2種とする

第4条 種豚登録は次の各号に該当するものについてこれを行う

- 1, この規程により仔豚登記を受けたもの又は本会の適當と認める外国登録団体において血統登録を受けたもの
- 2, 生後8カ月以上で別に定める体格審査標準により本会の審査委員2名以上の審査を受けその得点が70点以上のもの

第5条 高等登録は種豚登録を受けたもので次の各号の一に該当するものについてこれを行う

- 1, 牝豚については前条第2号の得点が75点以上<sup>註)</sup>のもので同一種類の登録種牡豚の種付によって生後14カ月以上に達して分娩し別に定める種牝豚産仔規程により本会の検定委員の検定を受けこれに合格したもの
- 2, 牡豚についてはその種付により3頭以上の異った牝豚より生産された仔豚中に5頭以上の高等登録豚を有し且つ繁殖成績が優良なもの

第6条 高等登録豚で次の各号の一に該当するものは名誉高等登録豚と称し薦奨するものとする

- 1, 牝豚については5回以上前条第1号の検定に合格したもの
- 2, 牡豚についてはその種付により5頭以上の異った牝豚から生産された仔豚中に高等登録豚が20頭以上あるもの

---

註) 昭和31.1.1 施行の種豚登録規程第5条では第1号の得点が80点以上のものとなっており、なお附則第2号でこの規程施行前に審査の得点が75点以上の牝豚は第5条第1号の規程に拘らず高等登録を受ける資格を有するとしている。

種雌豚産子検定標準

制定 昭和 23. 10. 4

改正 36. 10. 1

1, 生後3週において子豚の育成率（哺育開始頭数に対する育成頭数の割合）が80%以上で育成頭数がヨークシャー7頭、パークシャー6頭以上のものについて第2項の採点基準によって採点し、その得点が7点以上のものを合格とする。

ただし得点7点以上の場合でも、子豚総体重または発育の齊度が採点基準の最低標点に達しない場合は不合格とする。

2, 採点基準

子豚総体重	体 重	36kg 以上	41〃	46〃	53〃	61〃
	標 点	2	4	6	8	10
発育の齊度	標準偏差	1.00kg 以下	0.75〃	0.55〃	0.35〃	0.20〃
	標 点	1	2	3	4	5

備考 1, 発育の齊度は検定同腹子豚体重の標準偏差をもってあらわす。

(標準偏差近似値の簡便算出法) : 3週目における検定子豚の中から下記の体重のものを選び出し、次の計算をする。

(最大値+次大値) - (最小値+次小値) = 体重差

体重差×係数=標準偏差近似値

実際の標準偏差の算出にあたっては、上式の体重差までを計算し、得点早見表（検定委員に配付してある）を見て算出する。

2, 哺育開始後の淘汰（とうた）は認めない。

3, 検定期間中子豚に対する給餌は認めない。

種牝豚産仔検定規程（日本種豚登録協会）

第1條 種豚登録規程第5條の種牝豚産仔検定（以下検定と稱する）はこの規程によってこれを行う

第2條 検定は牝豚の哺育する同腹仔豚についてその分娩した日から次の通これを行う

前期検定 3週間  
後期検定 4週間 } 7週間

## 第5編 わが国における豚の繁殖能力検定

第3條 検定は分娩時における生産仔豚が次の頭数以上のものについてこれを行ひその合格は別に定める種牝豚産仔検定標準による

ヨークシャー種 9頭

バークシャー種 7頭

第4條 検定をする仔豚には別記基準による耳刻又は入墨を行うものとする

第5條 検定委員検定を終了したときは直に別記様式によって支部を経て本會に報告するものとする

### 附 則

第6條 この規程は昭和24年11月1日よりこれを施行する

### 種牝豚産仔検定標準（日本種豚登録協会）

1, 前期検定において其の得点が9点以上のもので後期検定の標準に達したものを合格とする

#### 2, 前期検定

生後3週において仔豚の育成率（哺育開始頭數に対する育成頭數の割合）は80%以上で其の育成頭數、仔豚總体重及び發育の齊度について次に掲げる採点基準によって採点し其の得点から各頭中次の減点事項のあるものは1項目について1点を減ずるものとする

但し得点9点以上の場合でも育成頭數、仔豚總体重及び發育の齊度の中採点基準の最低數に達しないもの又は次の失格事項に該當するもの一あるとき及び同一減点事項のもの3頭以上あるときはこれを不合格とする

#### 3, 後期検定

生後7週間において仔豚の數は前期検定時の90%以上、1頭平均10kg以上で發育の齊度70%以上のものを標準とする

#### 採点基準

育成頭數	ヨークシャー種	頭數	7	8	9	10	11以上
		標点	1	2	3	4	5
バークシャー種	頭數	6	7	8	9	10以上	
	標点	1	2	3	4	5	
子豚總体重	体 重	30kg以上	35〃	40〃	45〃	50〃	
	標 点	1	2	3	4	5	
發育の齊度	齊 度	60%以上	70〃	75〃	80〃	85〃	
	標 点	1	2	3	4	5	

(備考) 発育の齊度とは最重仔豚体重 100 に対する最軽仔豚体重の比率とする

失格事項 1, 奇型のもの（陰睾，片睾，ヘルニア，鎖肛，臍肛等）

減点項目 1, 種類の形質特徴を具えないもの

1, 乳頭數 12 に満たないもの

種豚登録関係諸取扱手続（日本種豚登録協会）

(抜粋)

5, 産仔検定

1, 検定委員は次の期日に必ず検定を実施しなければならない

(1) 前期検定開始日

(2) 前期検定終了日

(3) 後期検定終了日

2, 登録規程第 5 条の「生後 14 月以上」とは満月齢をいう

3, 産仔検定成績報告書の減点項目欄には減点項目数の外減点事項（例、乳頭數 11 等）を記入すること

4, 産仔検定成績報告書の体重、育成率、発育の齊度等の欄に記入する数字は小数点以下 2 位迄を記入すること

5, 産仔検定申込書及び同成績報告書の受検回数欄には既に産仔検定に合格した回数を合せ記入すること

6, 哺乳開始後仔豚が斃死した場合は産仔検定成績報告書にその旨を記入すること

(要約)：日本種豚登録協会発足時の繁殖能力検定に関する種牝（雌）豚産仔検定規程および種牝（雌）豚産仔検定標準を、旧帝国畜産会の規程（前記）および産仔検定標準と比較してみると、

①種牝豚産仔検定（繁殖能力検定）を受検し得る登録種牝豚の体型審査得点を 70 点以上から 75 点以上に格上げしている（さらに昭和 31.11 には 80 点となっている）。この影響もあってか、当時（およびその後）高等登録種牝豚は、普通の登録種牝豚よりも体格および繁殖能力のすぐれた種牝豚であるとの一般認識が滲透し、一段上の種牝豚として評価されるようになった。②生後 14 カ月以上に達して分娩したものが検定を受けることが出来るという条件に変りはない。③牡豚については、その種付により 3 頭以上の異った牝豚から生産された仔豚中に 10 頭以上の高等登録豚を有し、且つ繁殖成績が良好なものとの規程を、5 頭以上の高等登録豚を有し、且つ繁殖成績が優良なものとした。④しかし同時に、牝豚については 5 回以上検定に合格したもの、

牡豚についてはその種付により5頭以上の異った牡豚から生産された仔豚中に高等登録豚が20頭以上あるものを「名誉高等登録豚」として薦奨する制度を設けている（種豚登録規程第6条）。⑤旧帝国畜産会（のち旧全国農業会）の種牝豚産仔検定規程では、検定牝豚が哺育する同腹仔豚につき分娩日から30日間、生産仔豚頭数および生後30日における仔豚の育成状態（育成頭数、仔豚総体重、発育の齊度）について採点し、その得点が9点以上のものを合格としており、登録協会もしばらくはこの方法を続けていたが、新たに制定した日本種豚登録協会の検定規程および産子検定標準では、検定期間を分娩した日から前期検定3週間、後期検定4週間、計7週間とし、前期検定においてその得点が9点以上のもので、後期検定の標準に達したものを合格とする、と改めた点が大きな相違点である。

なお、その後（昭和28.1.1）、検定は種豚登録豚であれば受検できることとし、このための字句改正が行われた。また、昭和36.4.1検定料金改正が行われている。

## 2. (社)日本種豚登録協会の規程および産子検定標準の改正（第1次）

(改正点)：①登録協会設立時の種牝豚産子検定規程では、検定期間を前期検定（3週間）と後期検定（4週間）計7週間としていたが、今回（昭和36.10.1）の改正で後期検定を廃止し前期検定のみとした。（第2条）（その理由については人工乳飼料の発達により、後期検定期間においてはその影響があると考えられるため、母乳のみで哺育される前期検定期間のみに改めた）。③種雌豚産子検定標準の内容および採点基準を改正した。ヨークシャー種9頭を10頭に、バーカシャー種7頭を8頭に改めた（第3条）。

社団  
法人 日本種豚登録協会種雌豚産子検定規程

制定 昭和23.10.4

改正 36.10.1

第1条 本会の種豚登録を受け同一品種の登録種雄豚の種付けによって生後14カ月以上に達して分娩した雌豚の種雌豚産子検定（以下検定と称する）はこの規程によってこれを行なう。

第2条 検定は雌豚の哺育する同腹子豚についてその分べんした日から3週間これを行なう。

第3条 検定は分べん時における生産子豚が次の頭数以上のものについてこれを行ないその合格は別に定める種雌豚産子検定標準による。

---

註：改正（第1次）、（第2次）等の呼称は公的なものではなく、筆者の判断による区分であることを諒とされたい。

ヨークシャー 10頭

パークシャー 8頭

ただし、生産子豚中に奇型（陰睾、片睾、ヘルニア、鎖肛、膀胱等）のものがあるときはまたは乳頭数12に満たないものが20%以上あるときは検定を受けることができない。

第4条 検定をする子豚には別記基準による入墨または糸標を行なうものとする。

第8条 検定料およびその他の料金は次の通りとする。

1, 検定料	1頭に付き	1,800円
--------	-------	--------

### 3. (社)日本種豚登録協会の種豚登録規程の一部改正（第2次）

(改正点) : ① 従来の高等登録ならびに名誉高等登録を、繁殖能力登録豚ならびに高等繁殖豚（審査得点80点未満）、名誉高等繁殖豚（審査得点80点以上）としたこと。② 従来の雌の名誉高等登録の条件である、産子検定5回以上合格を20カ月以内に3回合格とし、また雌豚で3頭以上の異った雄豚の種付により生産された仔豚中に繁殖能力登録豚が5頭以上あるものも加えられた。

この規程改正は昭和38年10月1日から実施されたが、改正翌年度（昭和39年度）の登録頭数は、繁殖能力登録1,780頭、高等繁殖豚6頭、名誉高等繁殖豚1,248頭となっている。

### 4. (社)日本種豚登録協会の規程および産子検定標準の改正（第3次）

(改正点) : 昭和35、6年以降欧米各国から多数の大型種種豚が輸入され、わが国の養豚に定着してその成績が明らかとなってきたことに伴い、種豚登録とともに繁殖能力登録、産肉能力登録（後記）が行われるようになった。輸入新品種中、ランドレース種と大ヨークシャー種は輸入頭数が多く、従って種雌豚産子検定標準の制定に必要な基礎データの蓄積も割合早く整ったが、ハンプシャー種とデュロック種（とくにデュロック種）は繁殖成績の基礎資料の蓄積が遅れたため検定の開始もやや遅れた（昭和48.10.1）。今回の改正により、

- ① 種豚および子豚登記される品種に輸入品種が加わり5品種となった。
- ② 登録は「種豚登録、繁殖能力登録、産肉能力登録」の3種とすると明記され、繁殖能力登録の名称が初めて明文化された。
- ③ 種雌豚産子検定規程および産子検定標準の制定において、その品種の体発育、産子数、泌乳能力（哺育中の子豚総体重）等の差を勘案して、分娩日齢、哺乳中の子豚総体重等の平均値の差を認め、2グループ（大、中品種）に分けた。

- ④ 在胎輸入豚の産子検定受験を可能にするための一部改正を行った（第3条、昭和42.4.1）

社団  
法人日本種豚登録協会種豚登録規程

制定 昭和23. 10. 4

改正 39. 4. 1 40. 4. 1  
41. 4. 1 42. 4. 1

第1条 本会の豚の登録および子豚登記は、この規程によってこれを行なう。

第2条 登録および子豚登記は次の品種についてこれを行なう。

- 1, ヨークシャー
- 2, バークシャー
- 3, ランドレース
- 4, 大ヨークシャー
- 5, ハンプシャー

第3条 登録は種豚登録、繁殖能力登録、産肉能力登録の3種とする。ただし、ハンプシャーについては当分の間種豚登録、繁殖能力登録のみとする。

第4条 種豚登録は次の各号に該当するものについてこれを行なう。

- 1, 子豚登記豚、または本会の適當と認める外国登録団体において血統登録をしたもの
- 2, 生後8カ月以上で別に定める種豚審査標準により本会の審査委員の審査を受け、その得点が70点以上のもの

第5条 繁殖能力登録は種豚登録豚で次の各号の一に該当するものについてこれを行なう。

- 1, 雌豚については別に定める種雌豚産子検定規程により本会の検定委員の検定を受けこれに合格したもの
- 2, 雄豚についてはその種付けにより3頭以上の異なった雌豚より生産された子豚中に5頭以上の繁殖能力登録豚を有するもの

第6条 繁殖能力登録豚で次の各号の一に該当するものは高等繁殖豚、または名誉高等繁殖豚と称し、薦奨するものとする。

- ただし、名誉高等繁殖豚にあっては第4条第2号の得点が80点以上のものとする。
- 1, 雌豚で20カ月以内に3回種雌豚産子検定規程により検定に合格したもの
  - 2, 雌豚で3頭以上の異なった雄豚の種付けにより生産された子豚中に繁殖能力登録豚が5頭以上あるもの
  - 3, 雄豚についてはその種付けにより5頭以上の異なった雌豚から生産された子豚中

に繁殖能力登録豚が20頭以上あるもの

社団  
法人日本種豚登録協会種雌豚産子検定規程

制定 昭和 23. 10. 4  
改正 42. 4. 1  
44. 4. 1

第1条 本会の種雌豚産子検定（以下検定と称する）は、この規程によってこれを行なう。

第2条 検定は次の品種についてこれを行なう。

- 1, ヨークシャー
- 2, バークシャー
- 3, ランドレース
- 4, 大ヨークシャー
- 5, ハンプシャー

第3条 検定は種豚登録豚で同一品種の登録種雄豚または本会の適當と認める外国登録団体において血統登録を受けた同一品種の種雄豚の種付けによってヨークシャー・バークシャーおよびハンプシャーにあっては生後13カ月以上、ランドレースおよび大ヨークシャーにあっては生後12カ月以上に達して分娩した雌豚の哺育する同腹子豚について、その分娩した日から3週間これを行なう。

第4条 検定は分娩時における生産子豚がヨークシャー・ランドレースおよび大ヨークシャーにあっては10頭以上、バークシャーおよびハンプシャーにあっては8頭以上のものについてこれを行ない、その合格は別に定める種雌豚産子検定標準による。  
ただし、生産子豚中に奇型（陰睾、片睾、ヘルニア、鎖肛、臍肛等）のものがあるとき、または乳頭数12に満たないものが20%以上あるときは検定を受けることができない。

第5条 検定をする子豚には別記基準による入墨または糸標を行なうものとする。

種雌豚産子検定標準

制定 昭和 23.10.4  
改正 42. 4. 1

1, 生後3週において子豚の育成率（哺育開始頭数に対する育成頭数の割合）が80%以上で育成頭数がヨークシャー、ランドレースおよび大ヨークシャーにあっては7頭以上、バークシャーおよびハンプシャーにあっては6頭以上のものについて第2項の採点基準によって

採点し、その得点が7点以上のものを合格とする。ただし得点7点以上の場合でも子豚総体重、または発育の齊度が採点基準の最低標点に達しない場合は不合格とする。

## 2. 採点基準

### (1) ヨークシャー・パークシャーおよびハンプシャー

子豚総体重	体 重	36 kg 以上	41〃	46〃	53〃	61〃
	標 点	2	4	6	8	10
発育の齊度	標準偏差	1.00 kg 以下	0.75〃	0.55〃	0.35〃	0.20〃
	標 点	1	2	3	4	5

### (2) ランドレースおよび大ヨークシャー

子豚総体重	体 重	41 kg 以上	44〃	55〃	68〃	86〃
	標 点	2	4	6	8	10
発育の齊度	標準偏差	1.20 kg 以下	0.95〃	0.70〃	0.45〃	0.25〃
	標 点	1	2	3	4	5

備考1、発育の齊度は検定同腹子豚体重の標準偏差をもってあらわす。

2、哺育開始後の淘汰は認めない。

3、検定期間中子豚に対する給餌は認めない。

(関連研究)：種牝(雌)豚の繁殖能力検定における重要な項目の1つは、その雌豚(母豚)が哺育している1腹子豚の総体重と発育の齊度である。その論拠は、哺乳子豚の1腹総体重は母豚の泌乳量(および乳質)と並行するからである。従って諸外国でも豚の泌乳量の測定には哺乳直前と直後の子豚の総体重を秤ってその体重差から泌乳量(吸乳量)を算出している例が多い(図5.2)。

わが国でも旧帝国畜産会の時代から種雌豚産子検定標準に生後30日(のち生後2~3週)の1腹子豚総体重を測定する方法が採用されているが、その裏付となる科学的調査を行った研究

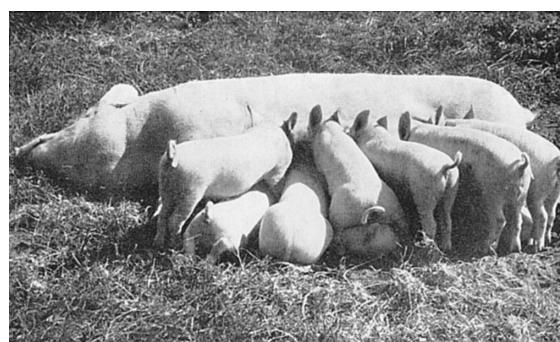


図5.2 豚の哺乳の状況

報告があるので記録しておく。

農林省畜試では昭和15年および21年に中型種（中ヨークシャー種）について豚の哺乳の習性、泌乳量および豚乳の化学的組成等について調査研究を行ない、種雌豚産子検定標準の参考資料となっている。

（丹羽太左衛門、伊藤祐之、横山 弘、大塚満須彦：豚の泌乳に関する研究 I. 哺乳の習性、泌乳量及び乳汁組成等について、昭和26年（1951）3月）。

豚の泌乳量（吸乳量）の調査にはわが国および諸外国でいろいろの方法が試みられているが、大体次の3つの方法に分けられる。

① 全日測定法（以下A法）：24時間昼夜連続で自然の泌乳量（吸乳量）を調査する。その方法は、自然の状態で子豚の吸乳直前と吸乳直後の総体重を計り、前後の体重差を泌乳量とする。徹夜作業となるので苦労が多いが、最も正確である。

② 簡便法（以下B法）：昼間8時間連続上記と同様な方法で泌乳量（吸乳量）を調査し、これを3倍して1日の泌乳量とする。

③ 機械による測定法：各乳頭に小型のミルカーを装着して1回毎の吸乳量を調べる。この方法は煩雑であり、器具に付着する乳汁もあって正確でない。

わが国および諸外国の大部分は上記の①A法か②B法を用いている。この際1腹の子豚数は6頭以上が原則である。

筆者らが中ヨークシャー種（5頭）につきA法で分娩後3日目、その後毎週1回、60日まで調査した結果は表5.1および図5.3のようであった。これらの結果からみると、哺乳子豚の1腹総体重と泌乳量（吸乳量）とが並行する傾向は符合しており、母豚の1日乳量が最高に達する日が分娩後2～3週であることと、種雌豚産子検定の期間が分娩後2～3週間（前期検定）と

表5.1 豚の泌乳量（中ヨークシャー種、A法、農林省畜試、丹羽ら）

母豚番号		1	2	3	4	5	計または平均
泌乳日量	最大	kg 4.65 (0.66)	kg 6.11 (0.87)	kg 5.65 (0.81)	kg 7.18 (1.03)	kg 5.47 (0.78)	kg 7.18 (1.03)
	最小	kg 2.21 (0.37)	kg 2.01 (0.29)	kg 2.48 (0.37)	kg 2.05 (0.29)	kg 2.05 (0.29)	kg 2.01 (0.29)
	平均	kg 3.66 (0.60)	kg 4.53 (0.65)	kg 4.66 (0.67)	kg 4.11 (0.59)	kg 4.20 (0.60)	kg 4.23 (0.62)
1乳期（60日間）における合計乳量		kg 219.40 (35.97)	kg 271.91 (38.84)	kg 279.88 (39.98)	kg 246.87 (35.27)	kg 252.11 (36.02)	kg 254.03 (37.22)
最高乳量の日		21日目	14日目	14日目	14日目	21日目	2～3週

（ ）内は子豚1頭当たりの平均吸乳量

## 第5編 わが国における豚の繁殖能力検定

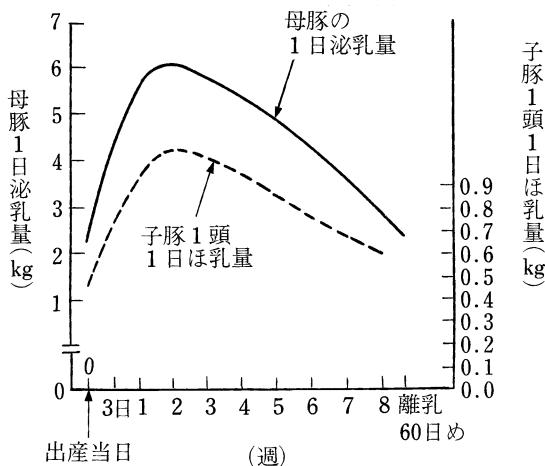


図 5.3 豚の泌乳量と子豚 1 頭 1 日当たりほ乳量 (丹羽ら)

表 5.2 豚の泌乳量 (B 法, 農林省白河種畜牧場茨城支場)

品種 項目 分娩後日数	ヨークシャー			ランドレース			ハンプシャー		
	泌乳日量 (kg)		1腹子豚数 (頭)	泌乳日量 (kg)		1腹子豚数 (頭)	泌乳日量 (kg)		1腹子豚数 (頭)
	平均±標準偏差	範囲		平均±標準偏差	範囲		平均±標準偏差	範囲	
分娩日	2.08±1.00	0.69~3.63	8.9	2.97±1.24	1.44~ 5.12	10.6			
3日目	2.91±0.65	1.80~3.84	8.8	4.17±1.05	2.16~ 6.66	10.2	3.09±1.43	1.80~6.93	8.3
1週	4.91±1.16	2.64~6.03	8.6	6.01±1.41	4.11~ 8.52	9.8	4.40±1.12	2.55~6.96	8.3
2週	6.38±1.71	4.41~9.45	8.4	7.90±1.97	4.86~10.92	9.3	5.53±1.59	3.24~8.58	8.3
3週	5.73±1.91	1.92~7.68	8.4	7.90±2.08	4.65~10.68	9.1	5.49±1.18	3.81~8.46	8.3
4週	6.55±1.72	3.36~8.70	8.4	7.51±2.93	3.63~12.42	9.0	6.17±1.34	3.69~8.70	8.3

規定されていることとの一致は合理的であると考えられる。

その後、農林省白河種畜牧場茨城支場で B 法により大型種と中型種について調査された結果は表 5.2 のようだ、ランドレース種において泌乳量が多い (白河種牧茨城支場調査研究報告第 6 報 (1967), 7 報 (1968), 8 報 (1969), 12 報 (1973))。この結果は、大型種検定子豚の総体重が重く規定されている採点基準と一致している。

なお、豚乳の成分については、初乳は常乳に比べて高蛋白質であり、品種による差は認められない (畜試および茨城支場調査とも)。

### 5. (社)日本種豚登録協会の規程および産子検定標準の改正 (第4次)

(改正点) : ①輸入新品種のうち登録関係の手続きが遅れていたデュロック種が種豚登録に加わり、(社)日本種豚登録協会が登録の対象とする 6 品種が決定した (種豚登録規程第 2 条)。②

同時にデュロック種の繁殖登録（産子検定）も開始され、これに伴う規程の改正、初産月齢の制限の撤廃が行われた（昭和48.10.1）。③検定期間が2週間に改正された（昭和49.4.1）。④検定料金の改正、合格証明書の電算処理に伴うひな形、様式の改正等近代化が進められた（昭和63.10～平成2.3）。

社団 法人 日本種豚登録協会種雌豚産子検定規程

制定 昭和 23.10.4

改正 48.10.1 49. 4.1

53. 4.1 58.10.1

第1条 本会の種雌豚産子検定（以下検定と称する）は、この規程によってこれを行なう。

第2条 検定は次の品種についてこれを行なう。

1. ヨークシャー
2. バークシャー
3. ランドレース
4. 大ヨークシャー
5. ハンプシャー
6. デュロック

第3条 検定は種豚登録豚で同一品種の登録種雄豚又は本会の適當と認める外国登録団体において血統登録を受けた同一品種の種雄豚の種付けによって分娩した雌豚の哺育する同腹子豚について、その分娩した日から2週間これを行なう。

第4条 検定は分娩時における生産子豚がヨークシャー・ランドレース及び大ヨークシャーにあっては10頭以上、バークシャー・ハンプシャー及びデュロックにあっては8頭以上のものについてこれを行ない、その合格は別に定める種雌豚産子検定標準による。ただし、生産子豚中に奇型（陰睾、片睾、ヘルニア、鎖肛、臍肛等）のものがあるとき、又は乳頭数12に満たないものが20%以上あるときは検定を受けることができない。

第5条 検定をする子豚には別記基準による入墨又は糸標を行なうものとする。

種雌豚産子検定標準

制定 昭和 23.10.4

改正 48.10.1 49. 4.1

1. 生後2週において子豚の育成頭数がヨークシャー、ランドレース及び大ヨークシャーにあつ

ては7頭以上、パークシャー、ハンプシャー及びデュロックにあっては6頭以上のものについて第2項の採点基準によって採点し、その得点が7点以上のものを合格とする。ただし得点7点以上の場合でも子豚総体重、又は発育の齊度が採点基準の最低標点に達しない場合は不合格とする。

## 2. 採点基準

### (1) ヨークシャー、パークシャー、ハンプシャー及びデュロック

子豚総体重	体 重 25.5kg 以 上	29.0kg 以 上	32.0kg 以 上	36.5kg 以 上	41.5kg 以 上
	標 点 2	4	6	8	10

発育の齊度	標準偏差 0.75kg 以 下	0.60kg 以 下	0.50kg 以 下	0.35kg 以 下	0.25kg 以 下
	標 点 1	2	3	4	5

### (2) ランドレース及び大ヨークシャー

子豚総体重	体 重 30.0kg 以 上	33.0kg 以 上	39.0kg 以 上	45.0kg 以 上	51.0kg 以 上
	標 点 2	4	6	8	10

発育の齊度	標準偏差 0.85kg 以 下	0.70kg 以 下	0.55kg 以 下	0.40kg 以 下	0.25kg 以 下
	標 点 1	2	3	4	5

備考 1. 発育の齊度は検定同腹子豚体重の標準偏差をもってあらわす。

2. 哺育開始後の淘汰は認めない。
3. 検定期間中子豚に対する給餌は認めない。

社団 法人 日本種豚登録協会名譽種豚選奨規程

制定 昭和 55.4.1

第1条 本会は優秀な種豚の増殖を図るため、この規程により選奨する。

第2条 名譽種豚として選奨するものは、種豚登録豚で次の条件を備えたものとする。

1. 種雌豚については、繁殖登録豚及び産肉登録豚でかつ、種雌豚産子検定規程により3回検定に合格したもの。
2. 種雄豚については、繁殖登録豚及び産肉登録豚であること。

第3条 名譽種豚として選奨するものは現存しているものに限る。

第4条 名譽種豚として選奨するものには賞状と賞品を贈る。

## 附 則

この規程は、昭和55年4月1日よりこれを施行する。

### 6. (社)日本種豚登録協会の種雌豚産子検定規程および種雌豚産子検定基準の改正（第5次）

(改正点)：①産子検定規程の条文において検定を受ける対象の豚を検定豚、検定豚の分娩した同腹子豚を調査豚と呼称することに改めた（これは産肉能力後代検定における検定豚と調査豚の呼称と同様の考え方である）。②検定期間は原則として分娩した日から3週間（生後21日）とする。③異品種の交配による産子検定の実施を認めた（種雌豚産子検定規程第3条）。④種雌豚産子検定基準を、母豚繁殖指数方式（SPI）に改正した。（この改正規程および産子検定基準が現行のものである）。

社団 法人 日本種豚登録協会種雌豚産子検定規程（現行）

制定 昭和 23.10.4  
最終改正 平成 6. 4.1

第1条 (同前)

第2条 (同前)

第3条 検定は次により行う。

#### 1. 検定豚

種豚登録豚で登録種雄豚又は本会の適當と認める外国登録団体において血統登録を受けた種雄豚の種付けによって分娩した種雌豚

#### 2. 調査豚及び期間

検定豚の分娩した同腹子豚を調査豚とし、検定期間は原則として分娩した日から3週間（生後21日間）とする。

第4条 検定の合否は別に定める種雌豚産子検定基準による。

第5条 調査豚には別に定める基準による入墨又は耳刻を行うものとする（図5.4）。

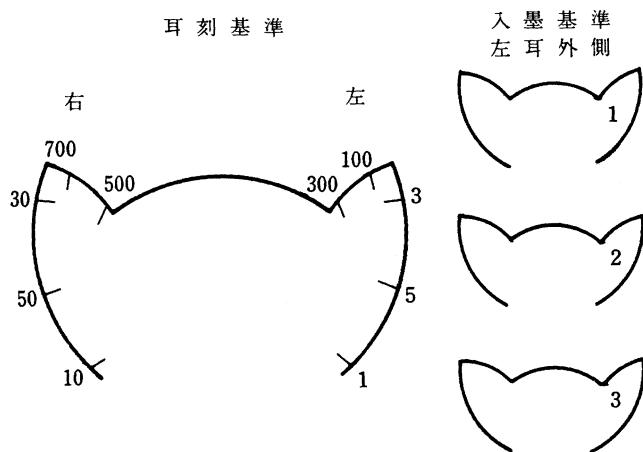


図 5.4 調査豚への耳刻、入墨の基準

#### 種雌豚産子検定基準（現行）

制定 昭和 23.10.4

最終改正 平成 6. 4. 1

#### 母豚繁殖指数方式 (SPI)

1. 子豚の生産頭数（正常に生産され哺育を開始した頭数）及び3週時（生後 21 日）の1腹総体重について第2項により算出した指数が80以上を合格とする。

(1) 生産子豚中に奇型（陰睾、片睾、間性、ヘルニア、鎖肛、臍肛等）のものがあるとき、又は乳頭数12に満たないものが20%以上あるときは不合格とする。

(2) 哺育開始後の淘汰は認めない。

2. 指数式

(1) ランドレース、大ヨークシャー

$$\text{指数} = 100 + 5.2 (A - 10) + 1.0 (B - 55)$$

(2) ヨークシャー、バークシャー

$$\text{指数} = 100 + 5.2 (A - 9) + 1.0 (B - 50)$$

(3) ハンプシャー、デュロック

$$\text{指数} = 100 + 5.2 (A - 8) + 1.0 (B - 45)$$

備考 1. A は生産頭数

2. B は 1 腹総体重 (kg)

3. 補正の方法

1 腹総体重については次の係数を用いて補正する。

## (1) 日齢の補正

日齢	21	22	23	24	25	26
補正係数	0	0.97	0.93	0.90	0.87	0.85

1 腹総体重に上記の数値を乗ずる。

## (2) 産次の補正

産次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10 産以上
補正係数	1.4	0.6	0	0	0	0.6	1.4	2.4	3.8	5.4

1 腹総体重に上記の数値を加える。

## (3) 頭数の補正

育成頭数	6	7	8	9	10 頭以上
補正係数	19	14	9	5	0

1 腹総体重に上記の数値を加える。

## 主な参考資料

- 1) 旧帝国畜産会：種豚登録関係諸規程（登録検定資料第19輯）昭和17.12（1942）
- 2) 旧全国農業会：種豚登録関係諸規程
- 3) (社)日本種豚登録協会：種豚登録関係諸規程（種豚登録規程、種牝（雌）豚産仔検定規程、種牝（雌）産仔検定標準），昭和23.10（1948）、31.1（1956）
- 4) (社)日本種豚登録協会：登録関係諸規程（同上），昭和44.4, 45.4, 51.4, 54.4, 55.4, 57.4, 59.4, 62.4，平成元年4.4, 2.4, 6.1, 6.4, 8.4, 9.4
- 5) (社)日本種豚登録協会：審査委員、検定委員、検査員必携、産仔検定発育の齊度早見表，昭和31.1（1956），登録委員必携 昭和49.4, 51.4, 56.4，平成6.4, 9.4，登録関係諸取扱手続，昭和31.1（1956）
- 6) (社)日本種豚登録協会：種雌豚産子検定調査報告書（昭和40年度実施状況）（1966）
- 7) 丹羽太左衛門：豚の能力検定について，畜産の研究，8巻7号（1954）
- 8) 丹羽太左衛門：豚の改良と能力検定，畜産学の進歩，84-94頁（1956）
- 9) 丹羽太左衛門，伊藤祐之，横山 弘，大塚満須彦：豚の泌乳に関する研究，I. 哺乳の習性，泌乳量及び乳汁組成等について，農業技術研究所報告G（畜産）第1号，135-150頁，昭和26年3月（1951）
- 10) 白河種畜牧場茨城支場：豚の泌乳量について，豚乳の成分について，同場調査研究報告 第6報（1967），豚乳の成分について，豚乳のpHについて，同報告第7報（1968），第8報，（1969），第12報（1973）
- 11) 白河種畜牧場茨城支場：豚検のあゆみ（創立30周年記念誌）79-83頁，平成元年（1989）